

## 警備保安業務

### 仕 様 書

# 仕 様 書

1. 件 名 警備保安業務
2. 業務目的 中央水産研究所庁舎等施設（以下「施設」という。）の保全と円滑な運営を図るため、火災及び不法侵入等の防止を目的とした以下の内容による常駐警備を行うこととする。
3. 業務場所 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
中央水産研究所 横浜庁舎
4. 業務内容
  - (1) 周辺立地
    - ・工業地域に立地し、周辺に住宅が存在しない。
    - ・金沢バイオパークの景観維持指導により、フェンス等により敷地を囲うことができない。
  - (2) 警備対象面積 敷地面積 23,972㎡  
延床面積 25,552㎡
  - (3) 警備方式
    - ・警備員2名による24時間常駐警備とする。
    - ・警備ポストである車庫門衛所窓口において警備員1名が座哨により常時警備を行う。
    - ・休憩、仮眠は警備員2名が交代で取得する。
  - (4) 警備概要
    - 1) 概要は以下のとおり。
      - ①警備対象物件の巡回警備及び安全の確認（5回/日）  
巡回時間： ① 6：00 ② 10：00 ③ 14：00  
④ 19：00 ⑤ 24：00
      - ②火災の発見、通報及び初期消火
      - ③不法侵入者、不法占拠者その他不審者の発見と排除、通報
      - ④盗難、放火、施錠の破損その他不法行為の発見と排除、通報
      - ⑤庁舎出入口の施錠及び解錠並びにその確認
      - ⑥構内各棟出入口の施錠及び確認
      - ⑦来訪者の応接及び電話の応対
      - ⑧各室及び廊下の窓等の施錠並びにその確認
      - ⑨各室出入口その他の預託した鍵の保管管理及び授受
      - ⑩遺失物の一時保管管理
      - ⑪その他あらかじめ当所と協議した事項
    - 2) 警備員は、警備業務中に異常を発見した場合は以下の処置を行う。
      - ①火災時における処置  
警備員が火災を発見した時は、速やかに状況を把握して初期消火等の措置を講じるとともに、消防署、緊急連絡先への通報を行う。
      - ②不法侵入時における処置  
警備員が不法侵入等が発見した時は、必要な措置を講じるとともに警察署に通報する。

③異常事態発生における処置（設備を含む）

警備員が異常事態を発見した時は、速やかに状況を把握して必要な措置を講じるとともに緊急連絡先に通報する。

（5）秘密の保持

警備員は職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

（6）警備員

1）警備員は警備法上の要件を満たす者とする。

また、警備員の選定について、その資質について十分留意するものとし、警備者名簿及び身上書を提出し、当所の承認を得ること。

なお、警備員に変更のある場合も同様とする。

2）請負業者が選定した警備員が業務に不的確であると当所が判断した場合は、請負業者は警備員の変更に応じなければならない。

3）警備員は、業務に適合した制服、制帽及び靴を着用し、警備員であることが識別し得る服装を着用すること。

（7）設備等の提供

警備員は、警備保安業務を遂行するために要する以下の設備等の提供を受け、又は使用することができるものとする。

①警備員の執務室及び休憩室

②机、椅子、ロッカー等

③業務を遂行するために必要な電気、ガス、水道及び電話等

（8）損害賠償

1）請負業者の責に帰すべき理由により、当所又は第三者に損害を与えた時は、請負業者がその損害の賠償責任を負うものとする。

2）前項の賠償限度額は、1事故につき対人及び対物賠償合わせて計1億円也とする。

（9）特記事項

1）請負業者は仕様に基づき具体的な警備計画書等を作成し当所に提出すること。

2）請負業者は月間の執務計画書（勤務表等）を1週間前までに提出するものとし、変更のある場合は遅滞なく報告すること。

3）請負業者は警備報告（警備日誌の提出等）を勤務日にあつては翌日、閉庁日前日及び閉庁日にあつてはその翌勤務日に、取りまとめて行うこと。

4）請負業者は落札後から契約期間の開始までの間に最低2日以上業務研修等を行い、年度の切替時及び切替後の警備に支障を来さないようにすること。

5）請負業者は次年度の契約業者から上記4）に記載のある業務研修等の申し出があった場合はこれに協力し、業務を円滑に引き継ぐこと。